

長岡石油 人権方針

長岡石油株式会社は、企業理念に基づき、「人権方針」（以下、本方針）を定め、人権尊重を促進する責任を果たしてまいります。

1. 国際規範や法令の遵守

国連の「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を尊重します。

事業活動を行う国や地域で適用される法令等を遵守するとともに、国や地域の法令等が国際的に認められた人権と相反する場合は、それぞれの国や地域の法令等を遵守しつつ、人権を尊重するための方法を追求してまいります。

2. 適用範囲

本方針は、当社の全ての役員及び従業員に適用します。また、事業活動のプロセスにおいて関わるステークホルダーに対しても、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権デュー・デリジェンスの実施

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・デリジェンス（人権への潜在的な負の影響を特定、防止、軽減するために実施されるプロセス）の取り組みとして、企業活動の様々な場面で起こりうる人権に対する負の影響を継続的に特定するとともに、防止または軽減に努めてまいります。

また、事業活動において、強制労働、児童労働及び性別・人種等によるいかなる差別も決して容認せず、労働者が尊厳をもって働ける生き生きとした職場づくりに努めます。

4. 是正・救済

当社は、事業活動における人権への負の影響を、直接的に引き起こすことや間接的に関与していることが確認された場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組みます。

5. ステークホルダーとの対話・協議

事業活動にかかわる人権の課題について、ステークホルダーとの対話や協議に努めてまいります。

6. 教育・研修

当社は、本方針が社内に浸透し、事業活動の中で人権尊重の取り組みが実行されるよう、適切な教育に取り組みます。

7. 報告

本方針に基づく人権尊重に関する取り組みについて、当社ウェブサイトなどを通じて情報開示いたします。

2024年12月20日制定
代表取締役社長
広川明一